

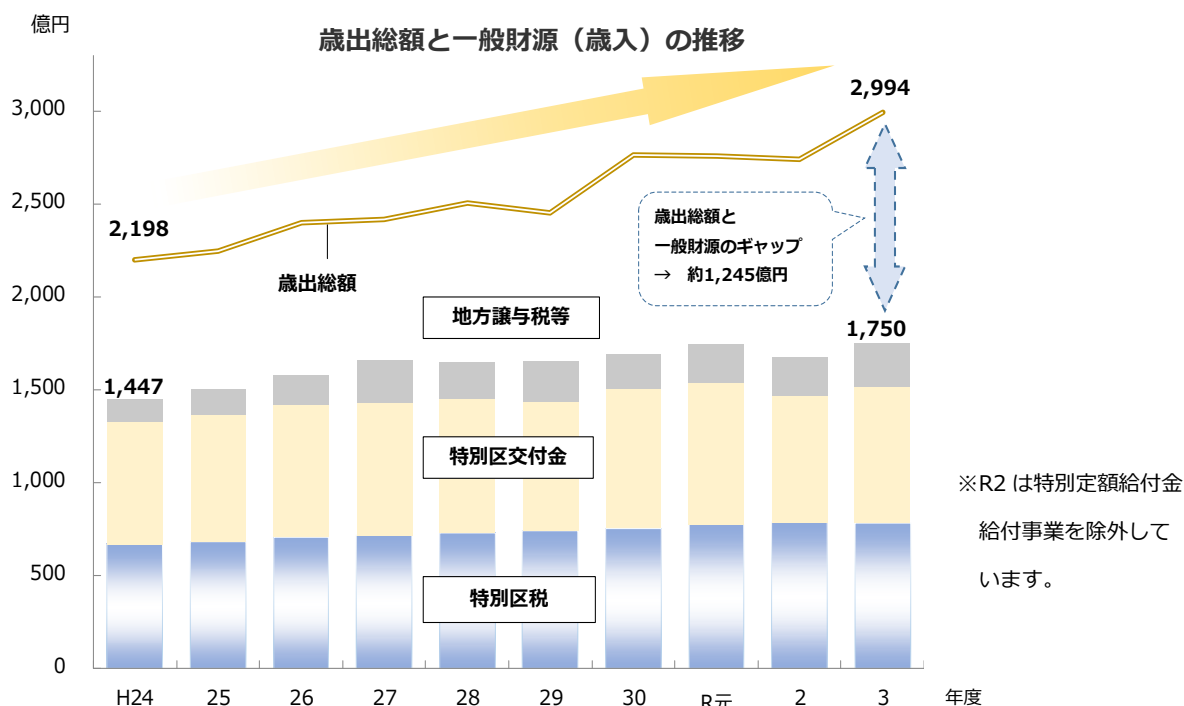
### Ⅲ 持続可能な自治体経営に向けて ～今後の財政運営の方向性～

- 現在の区財政は健全性を堅持していると考えていますが、将来の財政需要と不透明な景気動向を踏まえ、引き続き、状況を注視していく必要があります。
- これまでの決算分析等を踏まえ、区財政を取り巻く現状を分析し、今後の財政運営の方向性をお示しします。

#### 1 区財政を取り巻く現状

##### (1) 歳出総額と一般財源（歳入）の推移について

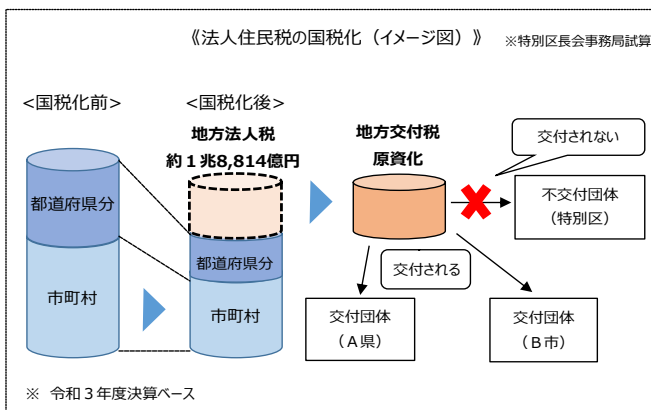
- 歳出総額と区が自由に用途を決めることができる一般財源（歳入）のギャップは令和3年度で約 1,245 億円となり、国・都支出金等の特定財源のほか、これまでに蓄積してきた財政基金からの取り崩しなどにより賄っている状況です。
- 今後も、引き続き感染症対策には万全を期すとともに、少子化・超高齢社会への対応や公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備など多くの行政需要を抱える中、原油価格・物価高騰への対応や国による不合理な税制改正の影響等も受け、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政環境が継続することが想定されます。
- こうした状況においても、区政が直面する課題の着実な解決と財政の健全性を両立し、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。



## (2) 不合理な税制改正等

### ① 法人住民税の一部国税化について

- 平成 26 年度税制改正において、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とする見直しが強行されました。
- また、消費税率が 10%に引き上げられたことにあわせて、法人住民税の国税化が更に拡大されました。
- 法人住民税は特別区交付金の原資となるものです。法人住民税の国税化により、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則がないがしろになっています。



●法人住民税の一部国税化は、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行している。

●地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において行うべき。

《法人住民税（法人税割）の影響額》 ※特別区長会事務局試算 (億円)

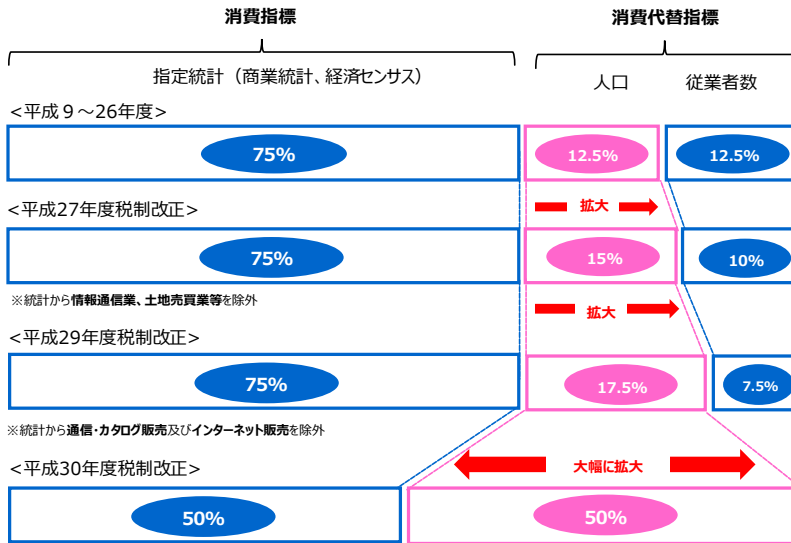
影響見込額		令和3年度	令和4年度	平年度
特別区への影響額 (市町村民税分) 55.1%ベース ※1	法人住民税法人税割の交付税原資化	▲ 1,204	▲ 1,956	▲ 1,956
	法人事業税交付金の創設	329	411	395
	合計	▲ 875	▲ 1,545	▲ 1,561

※1 法人住民税（市町村民税分）は都区財政調整制度の原資である調整税等の一部であり、都区共通の財源（都44.9%：区55.1%）。

### ② 地方消費税交付金（地方消費税の清算基準の見直し）について

- 地方消費税の清算基準については、これまでの不合理な見直しに加え、平成 30 年度税制改正では、人口の比率を大幅に引き上げ、従業者数の基準数値を廃止する等の見直しが行われました。
- 清算基準については、あくまで「税収を最終消費地に帰属させる」という本来の趣旨に沿った基準に見直すべきです。

《地方消費税清算基準の見直し》



都市部のシェアが比較的高い指標である「統計」の比率を引き下げ、「従業者数」を廃止する一方、統計で把握できない部分を補う指標である「人口」の比率が大幅に引き上げられた

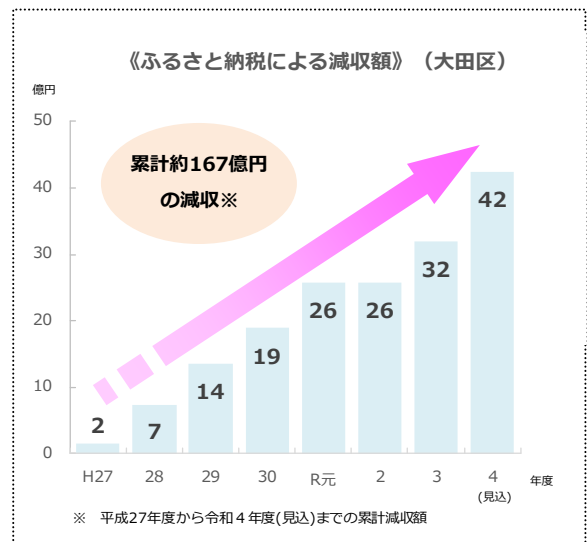
清算基準の見直しによる影響額（R4見込み）

特別区全体 376 億円

※特別区長会事務局試算

③ ふるさと納税制度について

- 税の使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷やお世話になった地域の力になれること等、「ふるさと納税」制度の趣旨には賛同しています。
- しかし、一方では、返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収による区民サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度に歪みが生じています。
- 個人住民税所得割額の控除上限が1割から2割へ拡大されたほか、ワンストップ特例制度が創設され、自治体間の過剰な返礼品競争を受けて寄附額が激増しました。令和元年度に返礼品を寄附額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として特別区民税における減収額は増加しており、平成27年度からの累計額は約167億円となりました。引き続き制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行うべきです。

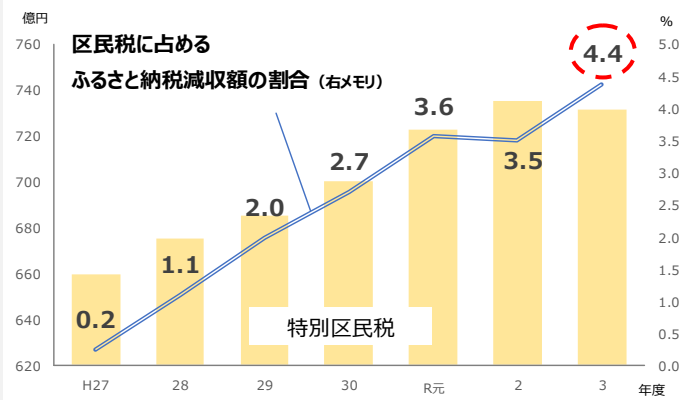


※不合理な税制改正等に対する特別区の主張については、特別区長会HP (<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>) にて、ご覧いただけます。

## ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要

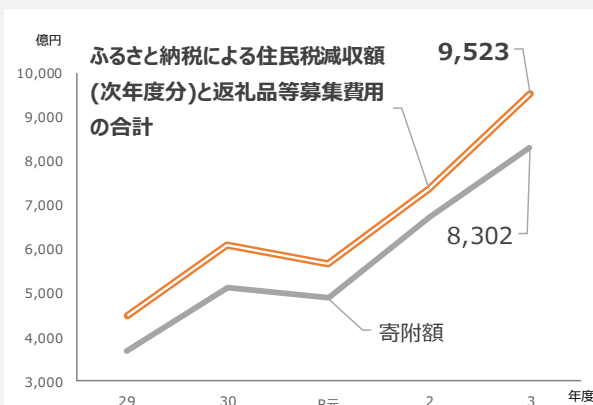
- 令和4年度の特別区全体におけるふるさと納税による減収額は約704億円が見込まれており、これは23区のごみ収集関連経費1年分に迫る額になっています。
- 大田区においても減収額は年々増加しており、特別区民税に占めるふるさと納税による減収額の割合は令和3年度で4.4%となりました。
- また、地方全体でみると、ふるさと納税による住民税控除額に自治体が負担する返礼品等募集費用を加えると、寄附額を上回っており、地方自治体総体でみると、寄附額に見合わない負担が生じています。
- 不透明な景気情勢の中、ふるさと納税による減収は、これまで以上に、特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしており、今こそ、制度を巡る様々な問題に対処すべく抜本的な見直しを行うべきです。

### ■ 特別区民税に占めるふるさと納税による減収額の割合の推移（大田区）



- 平成27年度は**0.2%**だったが、個人住民税所得割額の控除上限が1割から2割へ拡大された等の不合理な税制改正の影響もあり、令和3年度は**4.4%**を占めている状況
- 一方、特別区民税は**10年ぶり**に減収

### ■ 寄附額と運営経費等の推移（地方全体）



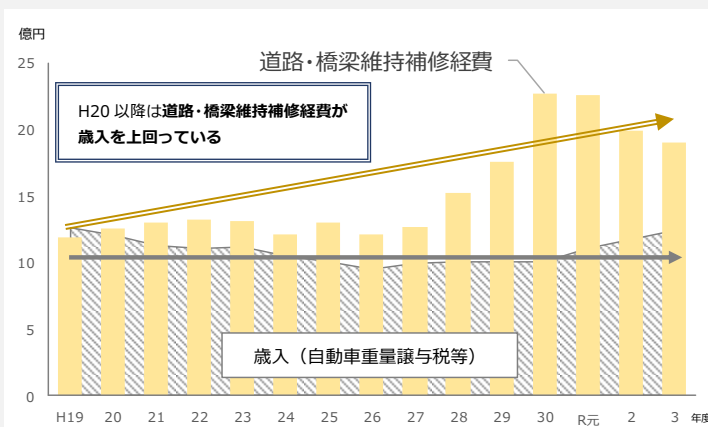
- 返礼品等募集費用(事務費等含む)と次年度の税控除額を合わせると、**寄附額を上回り**、地方自治体総体でみると、**寄附額に見合わない負担が生じている**

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。住民税控除額は毎年1～12月の寄附額に基づく次年度分。

## インフラ施設(道路・橋梁等)の維持補修経費の安定的な財源確保

- 道路・橋梁といった社会資本は、区民生活を基幹的に支える重要なインフラであり、適正に維持・更新することが重要です。
- 道路・橋梁にかかる維持補修経費は年々増加傾向である一方、自動車重量譲与税等の歳入はほぼ横ばいとなっている状況です。
- 今後、カーシェアリング等の普及により購買台数の減少が生じた場合、自動車重量譲与税などの車体課税の減収が懸念されます。あわせて、ガソリン車から電気自動車等に需要がシフトした場合、地方揮発油譲与税などの燃料課税の減収も懸念されます。インフラ施設の適正な維持・更新のためには、時代の変化に応じて、適切な課税のあり方を検討する必要があります。

### ■道路・橋梁にかかる維持補修経費と歳入(※)の推移



※歳入は自動車重量譲与税等とし、車両を所有することによる車体課税と燃料を使うことによる燃料課税を指す。

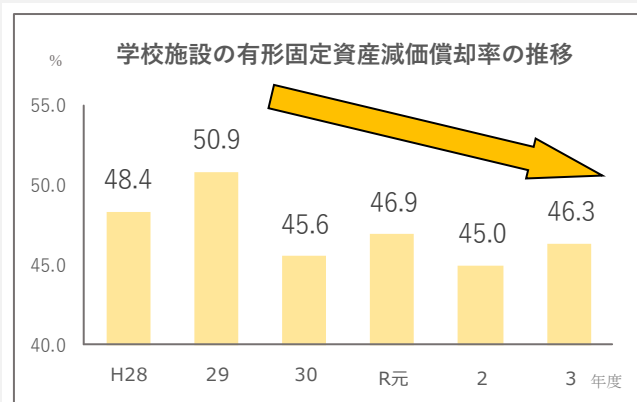
- **道路・橋梁維持補修経費は**、平成19年度が約12億円、令和3年度は約19億円と**右肩上がり**で推移している
- 一方、**歳入(※)は**、平成19年度が約13億円、令和3年度が約12億円と**ほぼ横ばい**

- 「保有から利用」へという方針を政府が打ち出しており、中長期的には車体保有者課税から走行距離に応じた利用課税へと変わることが想定されます。自動車ユーザーの負担水準については、応益課税の原則を踏まえ、地方自治体が提供する道路整備等の自動車に係る行政サービスの水準を前提に考える必要があります。
- 車体課税の税収の約8割は地方財源であり、貴重な財源となっています。引き続き自動車関連税制の抜本改革の動向について注視していきます。

## 財務諸表の活用

- マクロ的な視点からは、適切な資産管理へ活用できます。有形固定資産減価償却率より、資産全体としての老朽化度合いを把握することができるようになるだけでなく、施設類型別や個別施設ごとに算出することにより、老朽化対策の優先順位を検討する際の参考資料とすることができます。
- ミクロ的な視点からは、予算編成へ活用できます。公共施設等の整備に係る予算編成過程において、建設費用だけでなくランニングコストも踏まえた議論を行うため、施設別行政コスト計算書を試算して経常的経費の査定資料として活用することができます。

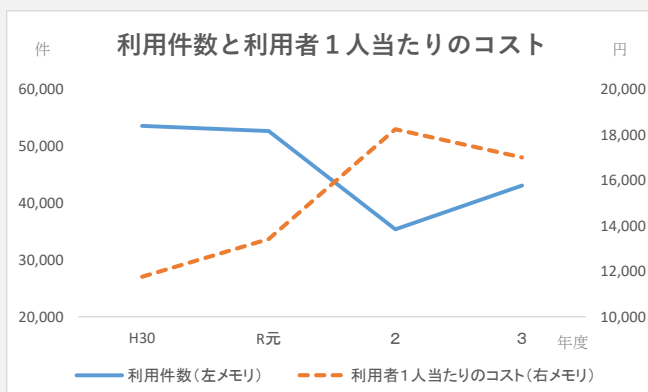
### ■ 公会計情報から見る区の資産状況（例：学校施設）



※有形固定資産のうち、土地、建設仮勘定及び物品を除く償却資産とする。

- 有形固定資産減価償却率が高いほど、施設の老朽化が進んでいる
- 行政目的別「教育」のうち「学校施設」の有形固定資産減価償却率は、**令和3年度で46.3%**となっている
- 平成27年度から**年2校ずつ改築**に着手しており、逡減傾向にある

### ■ 公会計情報から見る運営費の状況（例：区民・文化センター管理運営業務）

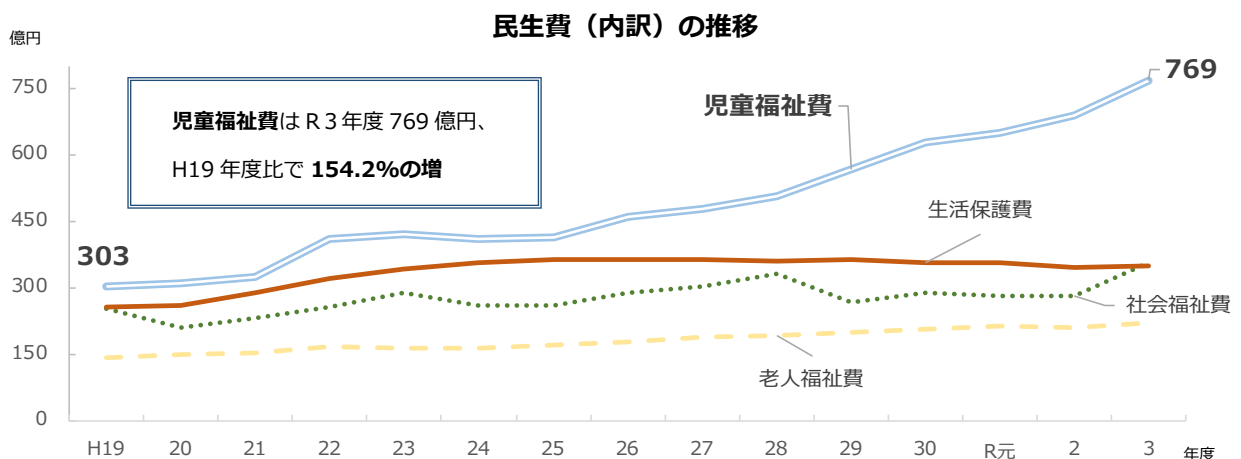
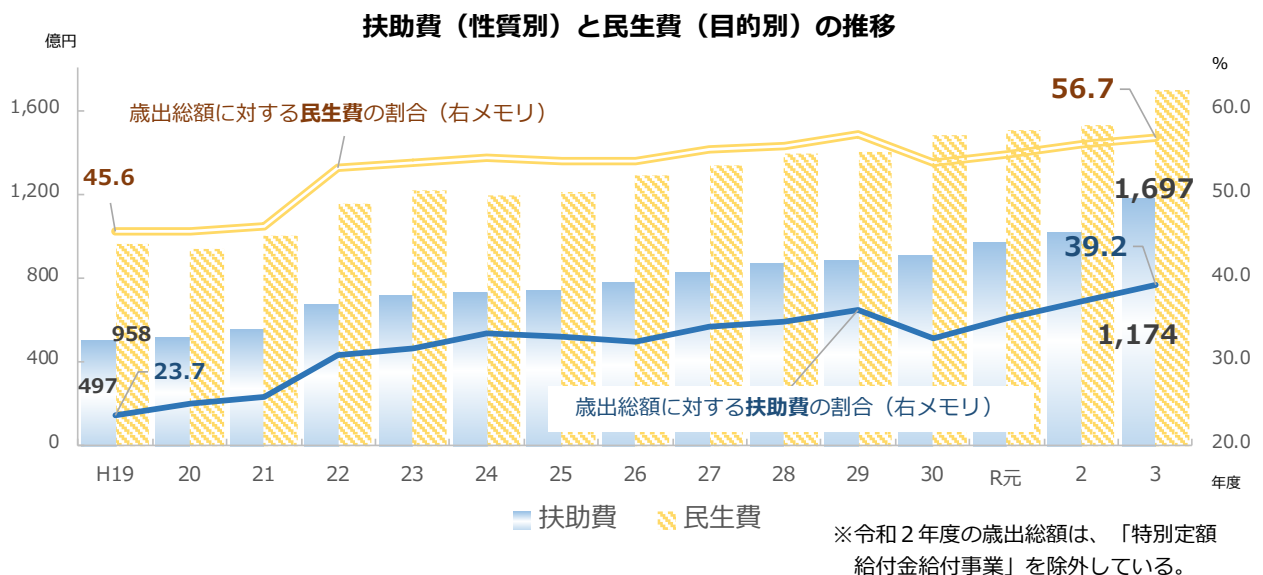


- 利用件数が、コロナ禍等の影響により、令和2年度にかけて**約3割低下**したものの、回復傾向にある
- 令和3年度の利用件数が増加したことで、利用者1人当たりのコストは減少した

### (3) 増加する社会保障関係経費への対応

#### ① 扶助費（性質別）と民生費（目的別）の推移

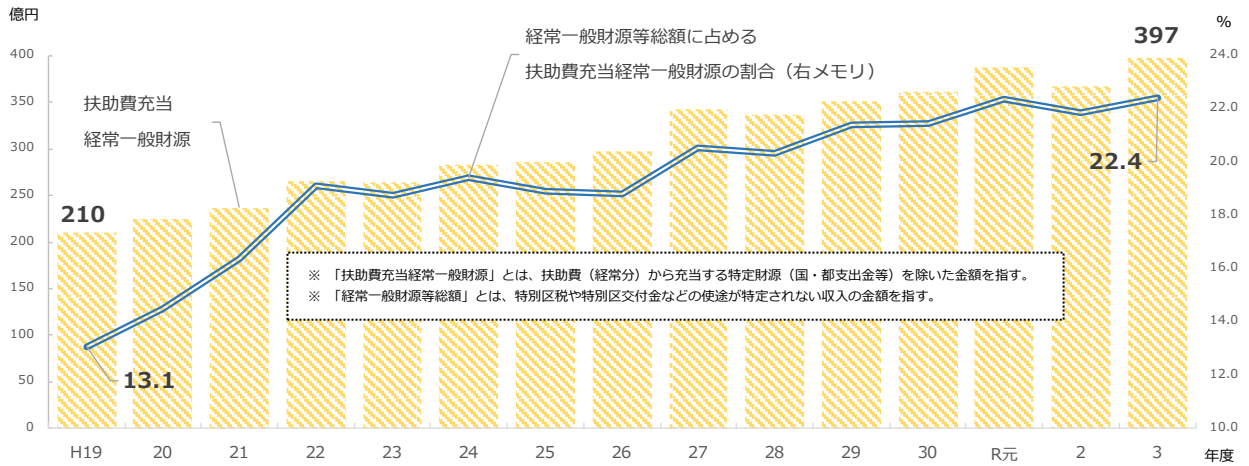
- 性質別で見ると、決算額、構成比ともに扶助費が大きく伸びていることが分かります。平成19年度は歳出総額に占める扶助費の割合は23.7%、497億円でしたが、令和3年度は39.2%、1,174億円となりました。
- 目的別で見ると、決算額、構成比ともに民生費が大きく伸びていることが分かります。平成19年度は歳出総額に占める民生費の割合は45.6%、958億円でしたが、令和3年度は56.7%、1,697億円となりました。内訳をみると、児童福祉費が突出して増加していることが分かります。
- 社会保障関係経費は年々増加傾向であり、少子化・超高齢社会への対応で今後も高い水準で推移することが想定されます。



## ② 扶助費に充当する経常一般財源の推移等について

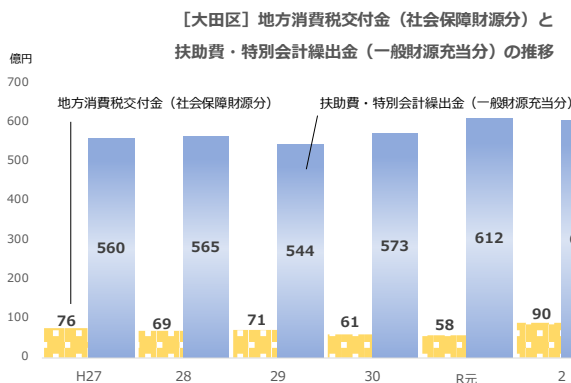
- 経常一般財源等総額に占める扶助費充当経常一般財源の割合は、令和3年度は22.4%となりました。金額は397億円となり、平成19年度と比較して約1.9倍、約187億円増加しました。
- 社会保障関係経費は年々増加傾向であり、拘束される一般財源の割合が大きくなっています。

経常一般財源等総額に占める扶助費充当経常一般財源の割合等の推移



## ③ 社会保障関係経費の財源について

- 社会保障関係経費の増加により、区が負担する一般財源は増加しています。
- 消費税率引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税収は「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされており、しかし、清算基準の見直し（不合理な税制改正）により、税率引き上げによる増収額を実質的に失っている状況です。
- 扶助費、特別会計繰出金の一般財源充当分と地方消費税交付金（社会保障財源分）の差は令和3年度で約500億円を超えており、区の負担は増えている状況です。



[参考] 消費税・地方消費税の税率等

区分	～H26年 3月31日	H26年 4月～	R元		R2年 4月1日 ～
			～9月	10月～	
消費税+地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち地方交付税分	1.18%	1.40%			1.52%
地方消費税	1%	1.7%	うち0.7%分は 社会保障財源		2.2%
					うち1.2%分は 社会保障財源

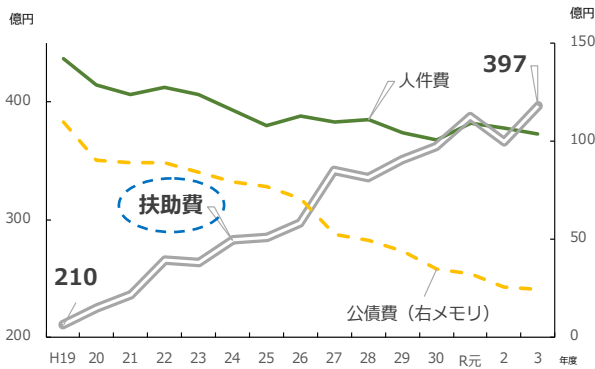


## 2 今後の財政運営の方向性

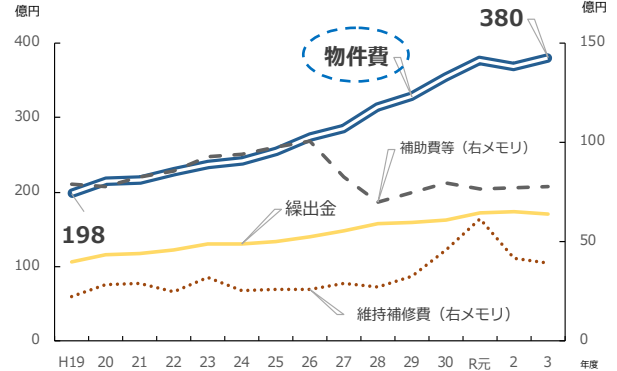
### (1) 経常収支比率改善に向けた取組

- 令和3年度の経常収支比率は、2.8ポイント改善し、82.5%となりました。全庁を挙げて実施した事務事業見直しなど、歳出構造の改善の取組が効果をあげており、80%台を堅持していることに鑑みると、強固で弾力的な財政基盤の確立に向け、一定の成果が得られているものと分析しています。
- 一方、令和3年度の特別区平均78.6%と比較すると未だ高い水準となっていることや依然として扶助費や物件費等は上昇傾向であることから、引き続き経常的経費の精査を行っていく必要があります。

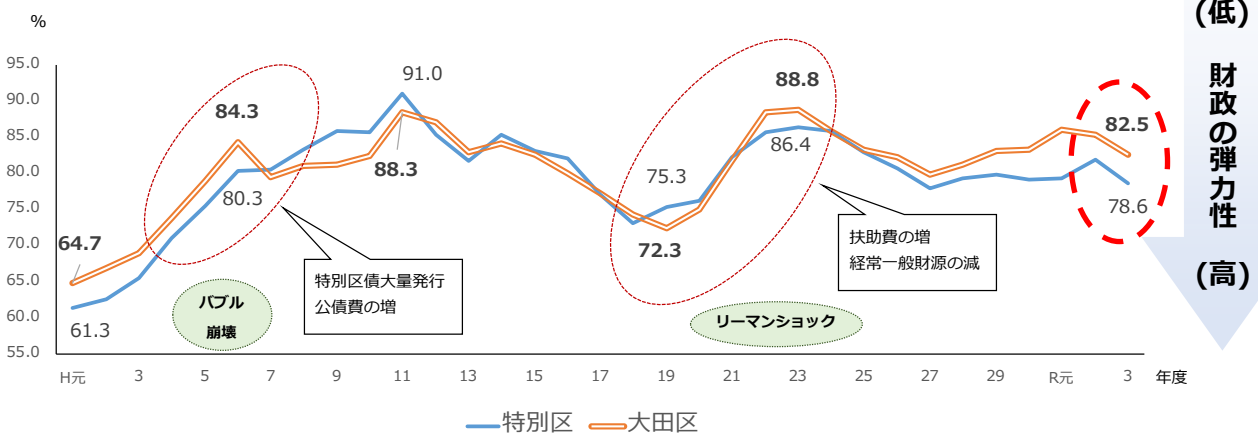
義務的経費 内訳の推移 (充当一般財源ベース)



その他経費 内訳の推移 (充当一般財源ベース)



### [参考] 平成元年度からの経常収支比率の推移

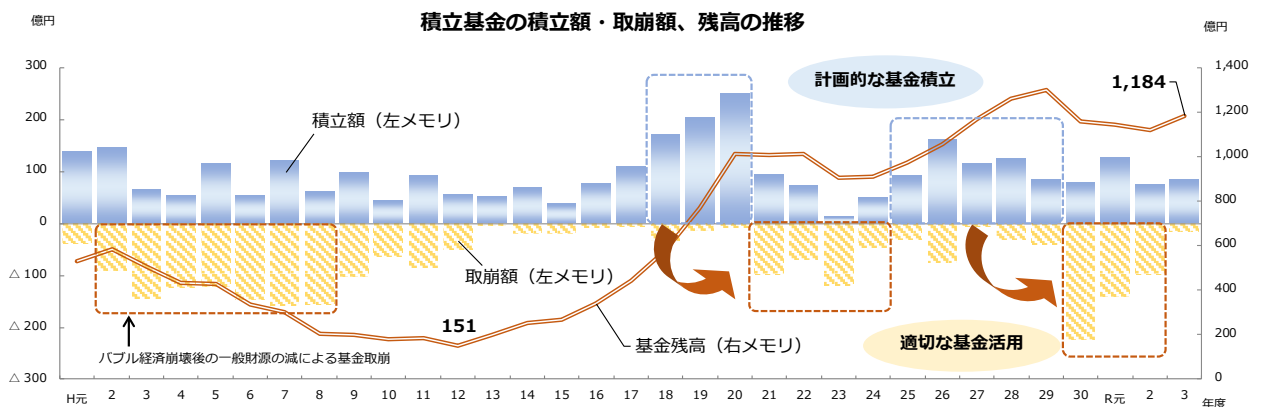


引き続き、経常収支比率改善に向けた取組を不断に行い、新たな財政需要にも柔軟に対応できる、強固で弾力的な財政基盤を築いていきます。

## (2) 財政対応力の堅持

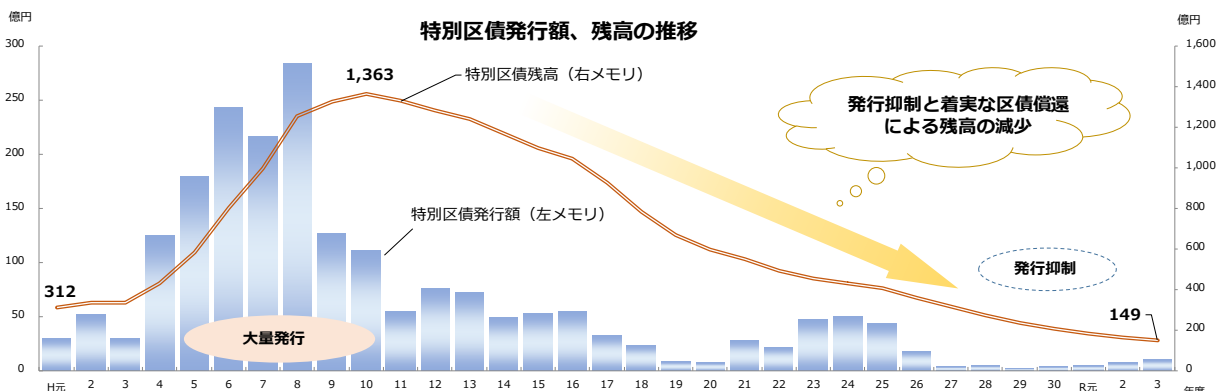
### ① 計画的な基金の積立と活用

- 区は、これまで計画的に基金の積立を行ってきました。バブル経済の崩壊やリーマンショック、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等による一般財源の減収局面においても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。
- 今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、計画的に基金残高を確保していきます。



### ② 特別区債残高の圧縮、発行余力の蓄え

- 区は、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで、平成10年度末に1,363億円あった特別区債残高を、令和3年度末で149億円にまで圧縮しました。
- 今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に活用していきます。



今後も、計画的に積み立ててきた基金やこれまでに順調に償還してきた特別区債残高の推移に十分留意し、質の高い行政サービスを安定的に供給できる行財政運営を進めていきます。

- 区が直面する課題への対応と財政の健全性の維持を両立させるためには、行財政運営の体質改善を図る取組が必要であり、区では事務事業の見直しを不断に行い、予算編成過程の中で経常的経費の精査を絶えず行っております。
- 景気変動に左右されやすい不安定な歳入構造である区が、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、計画的な基金の活用やこれまで培ってきた特別区債の発行余力に加え、見直すべき事業は確実に見直し、無駄をなくすための取組を一層強化することにより、財政対応力を堅持することが不可欠です。
- 現在の区財政は健全性を堅持していると考えていますが、引き続き、感染症対策には万全を期し、物価高騰等に苦しむ区民生活や区内経済を支えるとともに、激甚化する災害リスクへの備え、少子化・超高齢社会への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備などの区が直面する課題に適切に対応していく必要があります。
- こうした状況を踏まえ、これまで以上に良質で満足度の高い行政サービスを提供していくため、限りある経営資源を効果的・効率的に配分しながら新たな価値と魅力を生み出し、地域として成長し続けることで持続可能な自治体経営の実現に向けて取り組んでいきます。